

函館市民生児童委員連合会運営事業補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、函館市民生児童委員連合会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、民生委員法（昭和23年法律第198号）（以下「法」という。）の規定による民生委員が関係法令等に規定された任務を円滑に遂行するため、法第20条第1項に基づき組織された函館市民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）をもって構成する函館市民生児童委員連合会（以下「連合会」という。）の運営事業の一部に補助金を交付することにより、円滑な運営を促し、本市における地域福祉の増進および市の福祉施策の推進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の「補助基準額」欄に定める項目ごとに、同欄に定める補助基準額と「補助対象経費」欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 3 条，第 4 条関係）

区 分	補助基準額	補助対象経費
民生児童委員連 合会運営事業補 助金	1 連合会運営費分 連合会を運営するために市長 が必要と認めた額 2 民児協活動支援金分 欠員が生じている民児協に対 し，連合会が支援金を支給する ために市長が必要と認めた額	連合会の運営に 必要な事業費， 事務費，負担金， その他市長が特 に必要と認める 経費